

手数料算出表

都市計画法施行規則第60条の規定による証明書の交付手数料

| 区分 | 1件当たり経費 | 積算内訳 |
|------|------------|---|
| 人件費 | 円 5,730 | 1件当たり事務処理時間 = 120分 (B) 1時間当たり人件費 年間給料額 ÷ 1,891時間 (5,418千円) = 2,865円 (A) 1件当たり所要給料費 (B) ÷ 60 × (A) = 5,730円 |
| 物件費 | 円 336 | 平成13年の都市計画法開発許可関連手数料積算根拠を準拠とする。 (1) 印刷製本費 80円 (2) 通信運搬費 60円 (3) 消耗品費 36円 (4) 燃料費 150円 (5) 使用料及び賃借料 10円 計 (C) 336円 |
| 合計 | 円 6,066 | |
| 手数料額 | 円 6,000 | |

手数料算出について

- ・実例として、平成26年申請の農業従事者の住宅(面積1378.79㎡)を基に人件費及び物件費を算出
- ・人件費については、平成26年度の職員の年間勤務時間及び平均給料額を基に算出
- ・物件費については、平成13年の都市計画法開発許可関連手数料積算根拠を準拠し算出
 - ・物件費内訳
 - (1)印刷製本費
 - ・納入通知書代 80円
 - (2)通信運搬費
 - ・事業者との連絡 電話代 30円×2回=60円
 - (3)消耗品費
 - ・開発に伴う消耗品費は年35,000円とし、年間の実働日数は247日とした。
 - ・35,000円÷247日=141円÷7.75時間=(18円×120分)÷60=36円
 - (4)燃料費
 - ・現地調査に要する車の燃料費(平均走行距離14km÷ℓ当たり12km=1.2ℓ)
 - ・1.2ℓ×125円×1回=150円
 - (5)使用料及び賃借料
 - ・コピー代(用紙含む) 10円×1枚=10円
- ・人件費及び物件費を算出したところ、手数料額を6,000円とする。

手数料算出表

都市計画法施行規則第60条の規定による証明書の交付手数料

| 区分 | 1件当たり経費 | 積算内訳 |
|------|---------|---|
| 人件費 | 478 円 | 1件当たり事務処理時間 = 10分 (B) 1時間当たり人件費 年間給料額 ÷ 1,891時間 (5,418千円) = 2,865円 (A) |
| | | 1件当たり所要給料費 (B) ÷ 60 × (A) = 478 円 |
| 物件費 | 80 円 | 平成13年の都市計画法開発許可関連手数料積算根拠を準拠とする。 (1) 印刷製本費 80 円 計 80 円 |
| 合計 | 558 円 | |
| 手数料額 | 500 円 | |

手数料算出について

- ・実例として、平成26年の都市計画法第29条許可不要の集合住宅(面積369.09㎡)を基に人件費及び物件費を算出
- ・人件費については、平成26年度の職員の年間勤務時間及び平均給料額を基に算出
- ・物件費については、平成13年の都市計画法開発許可関連手数料積算根拠を準拠し算出
 - ・物件費内訳
 - (1)印刷製本費
 - ・納入通知書代 80円
- ・人件費及び物件費を算出したところ、手数料額を500円とする。

都市計画法施行規則第60条証明手数料一覧表

| 要件 | | 都市計画法施行規則 第60条証明手数料 |
|--|------------------|------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条第1項(開発行為の許可) ・第35条の2第1項(開発行為変更許可) ・第41条第2項(市街化調整区域内における開発許可に際して定められた建ぺい率及び建築物の高さ等の制限) ・第42条(開発許可を受けた土地における建築物の用途の制限) ・第43条第1項(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限) | 左記の規定に適合しているもの | 6,000円 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条第1項(開発行為の許可) ・第35条の2第1項(開発行為変更許可) ・第41条第2項(市街化調整区域内における開発許可に際して定められた建ぺい率及び建築物の高さ等の制限) ・第42条(開発許可を受けた土地における建築物の用途の制限) ・第43条第1項(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限) | 左記の許可をうける必要がないもの | 500円 |